

5 - 2 検 査

5 - 2 - 1 塗料およびシンナー

塗料およびシンナーは、品質検査、および数量検査を行う。

(1)品質検査

塗装施工会社から抜取検査証明書の提出を受けて塗装作業を開始しなければならない。抜取試験は 1 ロット 1 ヶ採取し公的機関で実施することとする。ただし、納入数量（工事単位）が 180 ㍴（18 ㍴缶で 10 缶程度）未満で SDK P（首都高速道路規格）の塗料を使用する場合は、塗料製造会社が行う社内検査（抜取試験項目）の結果をもって、抜取試験に代えることができる。抜取試験が不合格の場合は図 5.1 試験フローのとおり追加検査をおこなわなければならない。

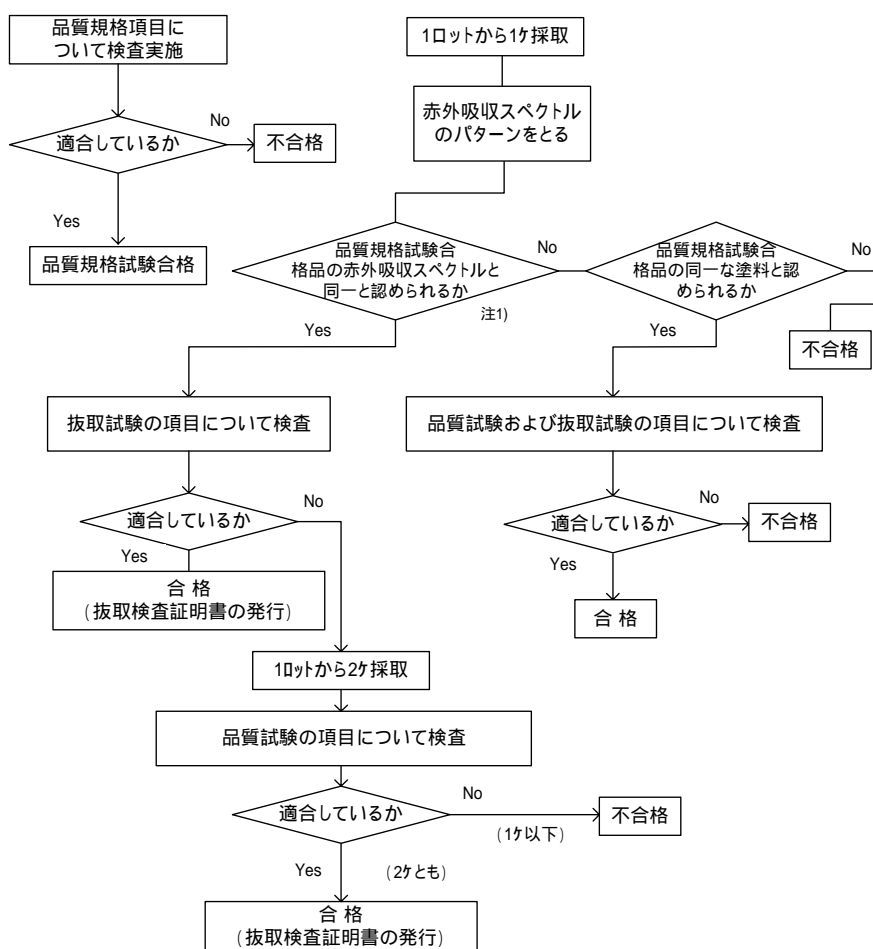


図 - 5.1 試験フロー

(2)数量検査

(イ) 工場塗装

原則として工場入荷後の充缶数について検査する。

(ロ) 現場塗装、塗替塗装

現場入荷時の充缶数と使用後の空缶数を検査する。

( 解 説 )

( 1 ) 品質試験の項目は土木材料共通仕様書 (平成 16 年 8 月) による。試験の流れは図 - 5.1 に示すとおりとし、それぞれの合否判定は土木材料共通仕様書 (平成 16 年 8 月) によることとする。ただし、補修工事等で使用する塗料が少量の場合を想定し、納入数量 (工事単位) が 180 ㎏未満の場合は、社内検査により抜取試験に代えられることとした。ここでいう納入数量は 1 工事あたりで納入する 1 塗料の数量である。社内検査で代える場合、土木材料共通仕様書 (平成 16 年 8 月) で定める抜取試験と同項目を実施することとする。

赤外吸収スペクトルが同一と認められない場合には、その程度がわずかであれば抜取試験及び品質試験を加えて検査し、双方の規格に適合すれば合格とする。なお、赤外吸収スペクトルの照合結果、抜取塗料が明らかに品質規格試験に適合した塗料とは別の塗料と判断される場合には不合格とする。

( 2 ) 写真の撮影方法については、「土木工事記録写真撮影要領」によること。充缶数の確認はパレット積みでもよい。